

◆入札公告後の修正箇所一覧（変更箇所は下線部分）

平成 20 年 10 月 31 日

入札説明書

箇所	変更前（平成 20 年 9 月 5 日公表）	変更後（平成 20 年 10 月 31 日修正公表）
P20	<p>45-2 土地利用 計画図 1/1000</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用地全体の土地利用計画を図示すること。また、各敷地境界を明示し、第一工区府営住宅整備用地、第二工区府営住宅整備用地、活用用地（<u>移管予定道路</u>、<u>移管予定緑地</u>また、敷地を分割して建築物を建設する場合は各敷地について）の面積を明示した表を併せて提示すること。 	<p>45-2 土地利用 計画図 1/1000</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用地全体の土地利用計画を図示すること。また、各敷地境界を明示し、第一工区府営住宅整備用地、第二工区府営住宅整備用地（<u>敷地内通路以外</u>、<u>敷地内通路</u>）、活用用地（<u>移管予定緑地</u>また、敷地を分割して建築物を建設する場合は各敷地について）、などの面積を明示した表を併せて提示すること。
P20	<p>45-3 全体 配置図 1/500 ・建替住宅、民間施設等、外構及び周辺道路（<u>移管予定道路</u>、敷地内歩道を含む）を図示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建替住宅及び民間施設等は 1 階平面図とし、建替住宅平面図には住戸タイプ・床面積を記載すること。 ・建替住宅平面図は各住戸の界壁が記載されていればよい。 	<p>45-3 全体 配置図 1/500 ・建替住宅、民間施設等、外構及び周辺道路（<u>敷地内通路</u>、敷地内歩道を含む）を図示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建替住宅及び民間施設等は 1 階平面図とし、建替住宅平面図には住戸タイプ・床面積を記載すること。 ・建替住宅平面図は各住戸の界壁が記載されていればよい。
P26	<p>そ の 他 敷地境界線から建築物までの水平距離は 3m 以上とすること。 道路境界線（<u>市移管予定道路</u>、第 1 区域と第 2 区域の間に作られる将来道路も含む。）から建築物までの水平距離は 5m 以上とすること。</p>	<p>そ の 他 敷地境界線から建築物までの水平距離は 3m 以上とすること。 道路境界線（<u>将来市へ移管予定の敷地内通路（通路部分）</u>、<u>将来延伸道路の延伸を予定している第 1 期区域と第 4 期区域との間の境界</u>、第 1 区域と第 2 区域の間に作られる将来道路も含む。）から建築物までの水平距離は 5m 以上とすること。</p>

箇所	変更前（平成 20 年 9 月 5 日公表）	変更後（平成 20 年 10 月 31 日修正公表）
P30	<p>(1) 市道等の整備</p> <p><u>活用用地内の 1 期第一工区と 1 期第二工区間の幅員 6.7m の道路については、1 期第二工区の府営住宅の建築確認申請前に事業者が整備し、事業者が直接豊中市に移管すること。なお、第二工区駐車場進入路及び活用用地駐車場進入路については本道路から出入りを行う計画とすること。</u></p> <p><記載なし></p> <p>また、1 期第一工区の南側の道路については、2 期事業にて整備する道路であるため、本事業の事業者の業務には含まない。</p>	<p>(1) 敷地内通路等の整備</p> <p><u>第二工区の府営住宅整備用地内に、第二工区の建替住宅の引渡しまでに、活用用地と第二工区府営住宅整備用地との境界に、市道千里東町外回線から入り基点 A 基点 B を接続する幅員 6.7m 有効幅員 6m) の敷地内通路を整備すること。敷地内通路の通路部分の西側が基点 A と接続し、敷地内通路の通路部分の南側が基点 B と接続すること)</u></p> <p><u>なお、府は、敷地内通路の基点 B から東側について道路を延伸整備し、平成 31 年頃に敷地内通路と延伸予定道路を一括して市に移管することを予定している。そのため、敷地内通路については、将来豊中市に移管された場合を想定して技術的基準及び道路法上の道路としての基準を満たすこと。</u></p> <p><u>また、府は事業者による敷地内通路の整備後に府営住宅整備用地と敷地内通路を分筆する。事業者は府が分筆する際に必要な測量等の資料作成を実施すること。</u></p> <p><u>敷地内通路の両側に、幅員 2.5m の歩道形態を整備すること。歩道の高さは既設歩行者路の高さに留意して整備すること。</u></p> <p>また、1 期第一工区の南側の道路については、2 期事業にて整備する道路であるため、本事業の事業者の業務には含まない。</p>

別添資料① 要求水準書（府営住宅整備・用地活用編）

箇所	変更前（平成 20 年 9 月 5 日公表）	変更後（平成 20 年 10 月 31 日修正公表）
P1	<p>②壁面後退：敷地境界線から建築物までの水平距離は 3m以上とすること。</p> <p>道路境界線（市移管予定道路（道路部分）、第 1 期区域と第 2 期区域の間に作られる将来道路も含む。）から建築物までの水平距離は 5m以上とすること。</p>	<p>②壁面後退：敷地境界線から建築物までの水平距離は 3m以上とすること。</p> <p>道路境界線（将来市へ移管予定の敷地内通路（通路部分）、<u>将来延伸道路延伸を予定している第 1 期区域と第 4 期区域との境界、第 1 期区域と第 2 期区域の間に作られる将来道路も含む。</u>）から建築物までの水平距離は 5m以上とすること。</p>
P2	<p><記載なし></p>	<p>⑥事業者が 1 期第二工区内に整備する敷地内通路は、<u>将来府から市へ道路として移管する予定である。従って、府営住宅の整備、活用用地の活用において、当該敷地内通路について、敷地内通路としての適用法令等の制約、かつ敷地内通路が道路法上の道路として豊中市に移管された場合の適用法令等制約の双方を遵守すること。</u></p>
P6	<p><u>20 棟跡地部分については、建ぺい率・容積率の対象とすることが可能。</u>なお、1 団地の 3 時間以上の日照を確保すること。</p>	<p><u>20 棟部分については、1 団地の 3 時間以上の日照を確保すること。</u></p>
P6	<p>③ 第一工区の建替住宅の整備</p> <p>第一工区の建替住宅（280 戸）の整備を行う。</p>	<p>③ 第一工区の建替住宅の整備</p> <p>第一工区の建替住宅（280 戸）の整備を行う。</p> <p><u>なお、第一工区の北側のうち 4 期区域側には、府が道路を整備し平成 31 年度頃に豊中市に当該道路を移管する予定で現在市と協議中である。本事業では府営住宅整備用地内において幅員 2.5 m の歩道形態の整備までは求めないが、幅員 2.5m の歩行者空間を確保すること。</u></p>

箇所	変更前（平成 20 年 9 月 5 日公表）	変更後（平成 20 年 10 月 31 日修正公表）
P6	<p>⑥ 活用用地の分筆と活用用地の所有権移転</p> <p>第二工区内の既存建物を解体、撤去した後、測量を行い、第二工区を府営住宅整備用地、活用用地（<u>移管予定道路、第二工区北側の駐車場を含む</u>）に分筆を行う。</p> <p>分筆後、活用用地については、府から事業者へ所有権移転を行う。</p> <p><u>移管予定道路については、第二工区の建替住宅の建築確認の申請前に、活用用地と第二工区府営住宅整備用地との境界（活用用地側）に、基点 A 基点 B を接続するように幅員 6.7m（道路有効幅員 6m）の車道を整備すること。なお、移管予定道路には第二工区の建替住宅側に回転路（有効幅員 4m×奥行き有効 5m）を 2 箇所計画し整備すること。また、移管予定道路（建替住宅側の回転路を除く車道部分）は、第二工区の建替住宅の建築確認の申請前に事業者が豊中市に移管（帰属）すること。</u></p> <p><u>（将来延伸予定道路について、府は基点 B から東側に延伸整備することを予定している。）</u></p> <p><u>移管予定道路の両側に、幅員 2.5m の歩道を整備すること。歩道の高さは既設歩行者路の高さに留意して整備すること。</u></p> <p><u>第二工区北側の駐車場については、緑地に整備して豊中市に移管（帰属）すること。</u></p>	<p>⑥ 活用用地の分筆と活用用地の所有権移転</p> <p>第二工区内の既存建物を解体、撤去した後、測量を行い、第二工区を府営住宅整備用地、活用用地（第二工区北側の駐車場を含む）に分筆を行う。</p> <p>分筆後、活用用地については、府から事業者へ所有権移転を行う。</p> <p><削除></p>
P7	<p>⑦ 第二工区の建替住宅及び民間施設等の整備</p> <p>第二工区の建替住宅（170 戸）及び民間施設等の整備を行う。</p> <p><記載なし></p>	<p>⑦ 第二工区の建替住宅及び民間施設等の整備</p> <p>第二工区の建替住宅（170 戸）及び民間施設等の整備を行う。</p> <p>第二工区の府営住宅整備用地内に、第二工区の建替住宅の引渡</p>

箇所	変更前（平成 20 年 9 月 5 日公表）	変更後（平成 20 年 10 月 31 日修正公表）
		<p>しまでに、活用用地と第二工区府営住宅整備用地との境界に、市道千里東町外回線から入り基点A基点Bを接続する幅員6.7m（有効幅員6m）の敷地内通路を整備すること。敷地内通路の通路部分の西側が基点Aと接続し、敷地内通路の通路部分の南側が基点Bと接続すること）</p> <p>なお、府は、敷地内通路の基点Bから東側について道路を延伸整備し、平成31年頃に敷地内通路と延伸予定道路を一括して市に移管することを予定している。そのため、敷地内通路については、将来豊中市に移管された場合を想定して技術的基準及び道路法上の道路としての基準を満たすこと。</p> <p>また、府は事業者による敷地内通路の整備後に府営住宅整備用地と敷地内通路を分筆する。事業者は府が分筆する際に必要な測量等の資料作成を実施すること。</p> <p>敷地内通路の両側に、幅員2.5mの歩道形態を整備すること。歩道の高さは既設歩行者路の高さに留意して整備すること。</p> <p>第二工区北側の駐車場については、緑地に整備して豊中市に移管（帰属）すること。</p>
P8	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>移管予定道路</u>には、景観上、電柱の設置について配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内通路には、景観上、電柱の設置について配慮すること。設置については電力会社等の関係機関と十分な協議を行うこと。
P8	<ul style="list-style-type: none"> ・消防車両の進入は、2つの道路からアプローチできるよう配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防車両の進入は、2つの道路（敷地内通路も含む）からアプローチできるよう配慮すること。

箇所	変更前（平成 20 年 9 月 5 日公表）	変更後（平成 20 年 10 月 31 日修正公表）
P11	<p>⑧ <u>周辺道路の幅員及び敷地内歩道（添付図④⑤参照）</u></p> <p><u>移管予定道路については、第二工区の建替住宅の建築確認の申請前に、活用用地と第二工区府営住宅整備用地との境界（活用用地側）に、基点 A 基点 B を接続するように幅員 6.7m（道路有効幅員 6m）の車道を整備すること。なお、移管予定道路には第二工区の建替住宅側に回転路（有効幅員 4m×奥行き有効 5m）を 2 箇所計画し整備すること。</u></p> <p><u>また、移管予定道路（建替住宅側の回転路を除く車道部分）については、第二工区の建替住宅の建築確認の申請前に事業者が豊中市に移管（帰属）すること。</u></p> <p><u>（将来延伸予定道路について、府は基点 B から東側に延伸整備することを予定している。）</u></p> <p><u>移管予定道路の両側に、幅員 2.5m の歩道を整備すること。歩道の高さは既設歩行者路の高さに留意して整備すること。</u></p>	<p>⑧ <u>敷地内通路及び敷地内歩道（添付図④⑤参照）</u></p> <p><u>第二工区の建替住宅の引渡しまでに、活用用地と第二工区府営住宅整備用地との境界（府営住宅整備用地側）に、市道千里東町外回線から入り基点 A 基点 B を接続するように幅員 6.7m（有効幅員 6m）の敷地内通路を整備すること。</u></p> <p><回転路削除></p> <p><u>敷地内通路の両側（一方は府営住宅整備用地内、一方は活用用地内）に、幅員 2.5m の歩道形態を整備すること。歩道の高さは既設歩行者路の高さに留意して整備すること。また、敷地内通路への電柱の設置には景観上の配慮をすること。設置については電力会社等の関係機関と十分な協議を行うこと。</u></p> <p><u>敷地内通路は、平成 31 年度頃に、将来延伸予定道路と合わせて、大阪府が豊中市に移管する予定で現在市と協議中であり、計画については将来延伸条件が整うよう、市道千里東町外回り線に接続するまでの計画を策定し、豊中市土木部道路管理課及び警察、関係機関と十分な協議を行うこと。</u></p> <p><u>また、1 期第一工区の南側の道路は、2 期事業にて整備する道路であり、本事業には含まれない。</u></p>
P12	<p>・設計の範囲は、建替住宅、<u>移管予定道路</u>の整備に関する全ての工事を対象とする。</p>	<p>・設計の範囲は、建替住宅、<u>敷地内通路</u>の整備に関する全ての工事を対象とする。</p>

箇所	変更前（平成 20 年 9 月 5 日公表）	変更後（平成 20 年 10 月 31 日修正公表）
P17	<ul style="list-style-type: none"> 将来、道路有効幅員 6mの道路を整備予定であること、及びこの道路斜線にも配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 活用用地の西側から南側について、府営住宅整備用地内に有効幅員 6mの敷地内通路が整備されること、敷地内通路については平成 31 年頃に府が市に移管予定であること、及び当該敷地内通路について、敷地内通路としての制約、かつ敷地内通路が道路法上の道路として豊中市に移管された場合の制約の双方を満足すること。
P17	<記載なし>	<ul style="list-style-type: none"> 活用用地の一般車両出入口は、北側道路（市道千里東町外回り線）側または敷地内通路側に設けることも可能であるが、詳細な位置は道路管理者及び警察、関係機関と協議すること。
P17	<ul style="list-style-type: none"> 雨水流出抑制に配慮した計画とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 雨水流出抑制に配慮した計画とすること。活用用地内の雨水排水については、原則自然流下とする。整備にあたっては、事業者の負担において、活用用地北側道路（市道千里東町外回り線）に公共下水道（雨水）を整備するか、または、府営住宅整備用地（1期第一工区、第二工区）内を通過させて東側道路（市道千里東町外回り線）の公共下水道（雨水）に繋ぐ雨水排水管・排水枡を整備することも可能とする。なお、その場合は府営住宅整備用地の雨水排水とは分離して整備し、府営住宅整備用地内に整備した排水管・排水枡等は大阪府に無償譲渡すること。なお、整備の場所や時期等の詳細は協議とする。 活用用地からの汚水排水についても、原則自然流下とする。整備にあたっては、活用用地北側道路（市道千里東町外回り線）の公共下水道（汚水）に接続すること。ただし、自然流下できないところについては、府営住宅整備用地（1期第一工区、第

箇所	変更前（平成 20 年 9 月 5 日公表）	変更後（平成 20 年 10 月 31 日修正公表）
		<p><u>二工区）内を通過させて東側道路（市道千里東町外回り線）の公共下水道（污水）に繋ぐ污水排水管・排水枡を整備することも可能とする。なお、その場合は府営住宅整備用地の污水排水とは分離して整備し、府営住宅整備用地内に整備した排水管・排水枡等は大阪府に無償譲渡すること。なお、整備の場所や時期等の詳細は協議とする。</u></p> <p>・これは、本事業では敷地内通路が行き止まり状態で完成し、公共下水道が敷地内通路から東側道路（市道千里東町外回り線）に繋がらないことによる暫定措置であり、この場合の府営住宅整備用地内の雨水・污水排水管の維持管理は大阪府が行う。</p> <p>・なお、将来延伸予定道路は平成 31 年度頃完成予定で、この時期に本事業の敷地内通路と将来延伸予定道路を豊中市へ移管する予定で現在市と協議中であり、その時点で公共下水道（雨水・污水）を整備し大阪府が活用用地からの雨水・污水排水を公共下水道（雨水・污水）に切り替える予定であり、将来の公共下水道（雨水・污水）への切り替えについて、事業者と府との間の協定等については事業者と協議を行いながら締結する。</p>
P18	<p>3 市道・緑地等の整備</p> <p>事業者は、次の道路の整備を行うこと。</p> <p>・活用用地内に（添付図⑤事業計画概要図）に示す幅員 6.7m（道路有効幅員 6m）の移管予定道路及び幅員 2.5mの歩道（将来延伸予定道路について、府は基点 B から東側に延伸整備することを予定している。）を整備すること。計画について</p>	<p>3 緑地の整備</p> <p><削除></p>

箇所	変更前（平成 20 年 9 月 5 日公表）	変更後（平成 20 年 10 月 31 日修正公表）
	<p>は将来延伸条件が整うよう、市道千里東町外回り線に接続するまでの計画を策定し豊中市土木部道路管理課と十分な協議を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移管予定道路には第二工区の建替住宅側に回転路（有効幅員 4m×奥行き有効 5m）を 2 箇所計画し整備すること。 ・また、移管予定道路（車道部分）については、第二工区の建替住宅の建築確認の申請前に、事業者が豊中市に移管（帰属）すること。 ・なお、第二工区駐車場進入路及び活用用地駐車場進入路については本道路から出入りを行う計画とすること。 ・駐車場の出入り口部については最小の幅を基本として協議すること。 ・整備される道路等について警察との協議を十分に行っていたきたい。 ・新設道路については市道千里東町外回り線に接続するまでの計画を策定し、道路管理課と十分な協議を行うこと。 ・その他、関係法令及び土地利用に関する条例に基づき協議を行うこと。 <p>なお、1 期第一工区の南側の道路は、2 期事業にて整備する道路であり、本事業には含まれない。</p> <p>事業者は、次の緑地の整備を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用用地内の第二工区北側の駐車場について、緑地に整備して豊中市に移管（帰属）すること。 	<p>事業者は、次の緑地の整備を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用用地内の第二工区北側の駐車場について、緑地に整備して豊中市に移管（帰属）すること。

箇所	変更前（平成 20 年 9 月 5 日公表）	変更後（平成 20 年 10 月 31 日修正公表）
別紙 1 P5	洗面脱衣室 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">設備</div> <u>給湯コントロールパネル</u>	洗面脱衣室 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">設備</div> <削除>
別紙 1 P21	その他電気設備 電柱 <u>移管予定道路</u> ・ <u>移管予定道路</u> には、景観上、電柱の設置について配慮すること。	その他電気設備 電柱 <u>敷地内通路</u> ・ <u>敷地内通路</u> には、景観上、電柱の設置について配慮すること。

別添資料③ 落札者決定基準

箇所	変更前（平成 20 年 9 月 5 日公表）	変更後（平成 20 年 10 月 31 日修正公表）
P6	<p>【定性的事項審査項目及び配点一覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建替住宅⇒施設計画⇒配置・動線計画 の配点 <u>6</u> 建替住宅の配点小計 <u>13</u> ・ 事業実施体制⇒入居者移転支援の配点 <u>4</u> 事業実施体制の配点小計 <u>10</u> 	<p>【定性的事項審査項目及び配点一覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建替住宅⇒施設計画⇒配置・動線計画 の配点 <u>8</u> 建替住宅の配点小計 <u>15</u> ・ 事業実施体制⇒入居者移転支援 の配点 <u>2</u> 事業実施体制の配点小計 <u>8</u>

別添資料④ 様式集

箇所	変更前（平成 20 年 9 月 5 日公表）	変更後（平成 20 年 10 月 31 日修正公表）																						
P23	仮住戸補修費 府営住宅 Q× <u>26</u> （入札参加者の 1 戸あたりの単価によるため入札参加者にて記入）	仮住戸補修費 府営住宅 Q× <u>54</u> （入札参加者の 1 戸あたりの単価によるため入札参加者にて記入）																						
P45	<p data-bbox="450 483 703 512">【第二工区建替住宅】</p> <table border="1" data-bbox="434 523 1167 571"> <tr> <td data-bbox="472 531 824 563">府営住宅整備用地面積</td> <td data-bbox="824 531 1160 563">m²</td> </tr> </table> <p data-bbox="450 632 618 660">【民間施設等】</p> <table border="1" data-bbox="434 671 1167 868"> <tr> <td data-bbox="501 679 752 711">活用用地面積</td> <td data-bbox="752 679 1160 711">m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 727 741 759">内民間施設等用面積</td> <td data-bbox="741 727 1160 759">m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 775 741 807">内移管予定道路面積</td> <td data-bbox="741 775 1160 807">m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 823 741 855">内移管予定緑地面積</td> <td data-bbox="741 823 1160 855">m²</td> </tr> </table>	府営住宅整備用地面積	m ²	活用用地面積	m ²	内民間施設等用面積	m ²	内移管予定道路面積	m ²	内移管予定緑地面積	m ²	<p data-bbox="1249 483 1503 512">【第二工区建替住宅】</p> <table border="1" data-bbox="1234 523 1966 671"> <tr> <td data-bbox="1272 531 1570 563">府営住宅整備用地面積</td> <td data-bbox="1570 531 1966 563">m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 579 1507 611">敷地内通路用面積</td> <td data-bbox="1507 579 1966 611">m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 627 1536 659">除く敷地内通路面積</td> <td data-bbox="1536 627 1966 659">m²</td> </tr> </table> <p data-bbox="1249 727 1417 756">【民間施設等】</p> <table border="1" data-bbox="1234 767 1966 916"> <tr> <td data-bbox="1301 775 1480 807">活用用地面積</td> <td data-bbox="1480 775 1966 807">m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 823 1536 855">内民間施設等用面積</td> <td data-bbox="1536 823 1966 855">m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 871 1536 903">内移管予定緑地面積</td> <td data-bbox="1536 871 1966 903">m²</td> </tr> </table>	府営住宅整備用地面積	m ²	敷地内通路用面積	m ²	除く敷地内通路面積	m ²	活用用地面積	m ²	内民間施設等用面積	m ²	内移管予定緑地面積	m ²
府営住宅整備用地面積	m ²																							
活用用地面積	m ²																							
内民間施設等用面積	m ²																							
内移管予定道路面積	m ²																							
内移管予定緑地面積	m ²																							
府営住宅整備用地面積	m ²																							
敷地内通路用面積	m ²																							
除く敷地内通路面積	m ²																							
活用用地面積	m ²																							
内民間施設等用面積	m ²																							
内移管予定緑地面積	m ²																							

別添資料⑤ 特定事業契約書（案）

箇所	変更前（平成 20 年 9 月 5 日公表）	変更後（平成 20 年 10 月 31 日修正公表）
P1	第 1 条 （15）付帯施設等」とは、建替住宅に付帯する別紙 4 記載の施設等をいう。	第 1 条 （15）付帯施設等」とは、建替住宅に付帯する別紙 4 記載の施設等及び第二工区府営住宅整備用地内の敷地内通路をいう。
P30	（活用用地の対価） 第 6 6 条 活用用地の対価を金●●円、面積●●㎡とする。なお、 <u>豊中市への移管予定道路の線形等の変更により、活用用地面積が変更となった場合、変更した面積が確定した時点で活用用地の対価●●円を、面積●●㎡で除算し、変更された面積●●㎡を掛け算することにより、対価の変更、精算を実施する。</u> なお、提案時点と所有権移転時点との間に地価変動があった場合、別紙 6 に基づいて活用用地の対価の変更を行う。 2 事業者グループは連帯して、府に対し、本契約の効力発生時まで、前項に規定した対価の <u>20%</u> に相当する金員を、契約保証金として府の指定する金融機関の口座に振り込んで納付しなければならない。	（活用用地の対価） 第 6 6 条 活用用地の対価を金●●円、面積●●㎡とする。なお、 <u>分筆後の登記簿上の地積による活用用地の面積が事業者グループ提案書に記載の面積と異なる場合、活用用地の対価●●円を、面積●●㎡で除算して得られた 1 ㎡あたりの単価に活用用地の登記簿上の地積を乗じて得られる全額を活用用地の対価とする。</u> また、提案時点と所有権移転時点との間に地価変動があった場合、別紙 6 に基づいて活用用地の対価の変更を行う。 2 事業者グループは連帯して、府に対し、本契約の効力発生時まで、前項に規定した対価の <u>5%以上</u> に相当する金員を、契約保証金として府の指定する金融機関の口座に振り込んで納付しなければならない。
P42	・活用用地内の道路整備及び豊中市への道路移管	・敷地内通路整備
P43	・活用用地内の道路整備及び豊中市への道路移管	<削除>
P48	活用用地の対価＝活用用地の提案価格×（1+0.056－0.03）＝活用用地の提案価格× <u>0.026</u>	活用用地の対価＝活用用地の提案価格×（1+0.056－0.03）＝活用用地の提案価格× <u>1.026</u>